

公益社団法人新潟県介護福祉士会 役員選出規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人新潟県介護福祉士会（以下「本会」という。）定款第14条第1項に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは理事及び監事をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事を次のとおり区分する。

(1) 正会員理事 10人以上12人以内

(2) 外部理事 10人以上13人以内

2 前項第2号に規定する外部理事とは、定款第6条第1項に定める本会の正会員でない理事をいう。

(監事の区分及び定数)

第4条 監事を次のとおり区分する。

(1) 正会員監事 1人

(2) 外部監事 1人

2 前項第2号に規定する外部監事とは、定款第6条第1項に定める本会の正会員でない監事をいう。

(候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 正会員理事 別に定める役員選出細則に基づき実施する上・中・下・佐渡ブロックごとの正会員の投票による選挙を行い、候補者を選出する。

(2) 外部理事 理事会の議決により候補者を選出する。

(3) 正会員監事 理事会の議決により候補者を選出する。

(4) 外部監事 理事会の議決により候補者を選出する。

(ブロック構成)

第6条 この規則においてブロックの構成は、以下の4ブロックとする。

<上越> 上越市、糸魚川市、妙高市

<中越> 長岡市、三条市、燕市、加茂市、見附市、柏崎市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、田上町、出雲崎町、津南町、湯沢町、刈羽村、弥彦村

- <下越> 新潟市、新発田市、五泉市、村上市、阿賀野市、胎内市、阿賀町、聖籠町、関川村、粟島浦村
- <佐渡> 佐渡市

(正会員理事の立候補)

第7条 正会員理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補は、定款第6条第1項に規定する正会員であること。
- (2) 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
- (3) 立候補の受付は、郵送又は直接持参によることとし、締切日の消印を有効とする。
- (4) 立候補者は、所定の立候補届けに立候補理由を明記し、提出しなければならない。
- (5) 立候補者は、所属ブロック以外には立候補できない。

2 立候補者は立候補にあたり、所属ブロックの正会員5人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件を全て満たすことを要する。

- (1) 推薦者は、所定の推薦書を提出すること。
- (2) 推薦者が推薦できる立候補者は1人とする。
- (3) 推薦者は、立候補できない。

(選挙管理委員会)

第8条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員定数は、8人とする。
- 3 選挙管理委員会は、会員理事選出のための公示を立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 4 選挙管理委員会は、20日以上30日を越えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行う。

(選挙管理委員)

第9条 選挙管理委員は、正会員の中から上・中・下越・佐渡ブロックより選出され、会長が委嘱する。

- 2 選挙管理委員は、正会員理事に立候補し、又は立候補者を推薦することができない。
- 3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 4 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会の当日までとする。
- 5 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公示)

第10条 役員候補者の名簿は、本会発行の広報誌、ホームページ等を用いて公示するものとする。

(役員選出および選任方法)

第11条 理事会において選出し総会で選任する。

2 前項の選出方法等の細目については、理事会において別に定める。

(欠員)

第12条 役員に欠員が生じた場合には、欠員が生じた後の理事会において、欠員に対する措置を決定するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第14条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は平成19年 6月10日から施行する。

2 平成21年 6月 6日 一部改正

3 平成26年 6月14日 一部改正